

第1397号

AFN-1397

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2022年 1 / 5 (水)



あけましておめでとうございます

本年も葵総合経営センターだより週刊版「Timely」をよろしくお願い申し上げます。



『1件あたり追徴課税約2.5倍 法人税等調査事績—国税庁』

国税庁はこのほど、令和2事務年度の法人税等の調査事績の概要を発表した。コロナ禍により調査件数は減少したものの、1件あたり追徴税額は引き続き増加した。

法人税・消費税については、調査必要度の高い法人2万5千件(前年比32.7%)の实地調査を実施。申告漏れ所得金額は5,286億円(同67.7%)、追徴税額は1,936億円(同81.8%)、1件あたり追徴税額は7,806千円(同249%)となった。一方、簡易な接触は6万8千件(同156.5%)実施し、申告漏れ所得金額76億円(同179.2%)、追徴税額62億円(同228.7%)となった。源泉所得税については2万9千件(同32.0%)の实地調査を実施。1万件(同35.0%)の非違があり追徴税額は145億円(同49.1%)、1件あたり追徴税額は50万7千円(同153.2%)。簡易な接触は13万8千件実施して74億円を追徴、いずれも横ばいとなった。

消費税還付申告法人に対しては219億円を追徴、うち不正還付は34億円。また、海外取引に係る申告漏れ所得は1,530億円を把握し、源泉徴収漏れは14億円を追徴した。無申告法人に対しては162億円を追徴。うち、不正計算があった法人に係る追徴税額は95億円であった。

『令和4年度税制改正大綱発表 企業の賃上げ優遇税制柱に』

自民・公明両党は、令和4年度税制改正大綱をまとめ発表した。主な改正ポイントは以下の通り。

○成長と分配の実現に向けて、賃上げに係る税制措置を抜本的に強化する。継続雇用者の給与等の支給額および教育訓練費を増加させた企業に対し、給与等支給額の増加額の最大30%控除。中小企業については賃上げを高い水準で行うとともに教育訓練費を増加させた場合に、最大40%控除する措置を設ける○オープンイノベーション税制について、対象の設立10年以上15年未満の研究開発型スタートアップを追加する等の拡充を行い2年間延長する○地方拠点強化税制について、雇用者増加要件の撤廃や情報サービス事業部門の対象への追加など、地方に移転する企業の実態を踏まえた見直しを行った上で2年間延長する○5G導入促進税制について、対象となる設備やインセンティブの見直しを行った上で3年間延長する○住宅ローン減税は4年間延長するも、借入限度額の上乗せ措置は終了。控除期間は13年間、床面積要件に一定の要件を設け緩和措置あり。控除額は0.7%にして、所得要件は2,000万円に引き下げ○中小企業の交際費課税は2年延長。金融所得課税や炭素税、相続税・贈与税の見直し等は継続検討となった。

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com